

## 公 告

都市計画法第63条第2項で準用する同法第62条第1項の規定により、京都府知事から京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）道路事業の変更認可に係る図書の写しの送付がありましたので、同条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成16年12月22日

京都市長 梶 本 頼 兼

### 1 都市計画事業の種類及び名称

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）道路事業

3・3・129号 御池通

### 2 事業地の所在

#### (1) 収用の部分

平成16年京都府告示第140号の事業地のうち右京区太秦下刑部町地内において事業地を変更する。

#### (2) 使用の部分

変更なし

### 3 事業施工期間

変更なし

### 4 図書の縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市建設局街路部街路建設課

(建設局街路部街路建設課)